

湯河原町新しい学校づくり基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名称

湯河原町新しい学校づくり基本構想策定支援業務委託

(2) 業務内容

「湯河原町新しい学校づくり基本構想策定支援業務委託仕様書」に基づく業務の実施

(3) 履行期間

契約の日から令和9年12月28日（火）まで

(4) 提案上限価格

金 39,515,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

継続費内訳 令和8年度 15,400 千円

令和9年度 24,115 千円

※各年度の金額を超える提案は失格とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務を円滑、的確に履行する十分な能力・体制を有していること。
- (3) 過去7年間（令和元年度以降）において、国又は地方自治体から同種・類似業務（「学校統廃合」「学校適正配置」「学校施設長寿命化計画」又はこれらに類する基本構想・基本計画の策定支援業務）を元請けとして履行した実績を有すること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するため、管理技術者（総括責任者）として、技術士（都市及び地方計画）、一級建築士、又は同等の高度な専門知識・実務経験を有する者を配置できること。
- (5) 湯河原町暴力団排除条例（平成23年湯河原町条例第13号）に規定する排除の対象となっていないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。
- (6) 本プロポーザルは、共同企業体での参加を認める。

3 共同企業体の場合

- (1) 共同事業体の代表となる事業者を定め、その代表企業が本プロポーザルの参加申込及び企画提案書の提出を行うこと。

- (2) 本プロポーザルにおいて、1事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員となりながら単独で参加申込みをすることもできない。
- (3) 参加申込みをしてから、代表企業または構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると認めた場合は、変更を認めるものとする。
- (4) 構成員の数は、3者以内とする。

4 実施スケジュール（予定）

本プロポーザルの手続きは、以下のスケジュールを予定している。

手続き項目	日程（予定）	備考
① 募集要領等の公表	令和8年10月1日（木）	町ホームページ等
② 質問書の受付期限	令和8年10月9日（金）	午後5時必着（電子メールにて受付）
③ 質問書への回答	令和8年10月13日（火）	HPで公表
④ 参加表明書提出期限 （一次審査）	令和8年10月20日（火）	午後5時必着（郵送等）
⑤ 一次審査結果通知	令和8年10月22日（木）	電子メールにより通知
⑥ 企画提案書提出期限 （二次審査）	令和8年11月13日（金）	午後5時必着（郵送または持参）
⑦ プレゼンテーション （審査会）	令和8年11月中旬頃	プロポーザル審査委員会
⑧ 審査結果通知・公表	令和8年11月下旬頃	書面にて通知
⑨ 契約締結・業務開始	令和8年12月（予定）	

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（任意様式）を電子メールにて提出

※電話や窓口での質問は不可

(2) 送信先

湯河原町教育委員会事務局学校教育課

E-mail: gakkokyo@town.yugawara.kanagawa.jp

(3) 回答方法

町ホームページで公表

6 提出書類

(1) 参加表明時（一次審査）：1部

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要及び同種・類似業務実績（様式2）

ウ 配置予定技術者の経歴・保有資格（様式3）

エ 共同企業体の場合は、共同企業体届（様式4）

(2) 企画提案時（二次審査）：8部

ア 企画提案書（任意様式、A4・合計30ページ以内）

仕様書の「6 業務内容」に掲げる事項について具体的な提案内容を記載してください。仕様書に掲げる事項以外でも、本業務の目的を達成するうえで有効な提案があれば記載してください。

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 参考見積書（内訳書を含む任意様式。封筒に厳封してください。）

7 審査及び選定方法

(1) 審査体制

「湯河原町新しい学校づくり基本構想策定支援業務プロポーザル審査委員会」による審査を実施します。

(2) 選定の考え方

基本的な応募資格及び運営条件の確認を行い、資格・要件を満たす事業者につき、町が設置する選定委員会にて、ヒアリング等の審査を実施し、最優秀者を受託候補者として選定します。なお、応募者が1者のみであっても、本プロポーザルは成立し、選定委員会による審査を行います。

(3) 一次審査（書類審査）

参加表明時に資格審査を行い、事業者へ通知します。要件のすべてを満たしていない事業者は二次審査に進むことはできません。

ア 結果通知日 令和8年10月22日（木）

イ 通知方法

企画提案書を提出した事業者へ選定または不選定をメールにより通知します。

併せて、選定された事業者へ「プロポーザル審査評価基準・採点表」を送付します。

(4) 二次審査（プレゼンテーション・質疑応答審査）

ア プレゼンテーション：40 分以内

イ 質疑応答：20 分以内

ウ 出席者：3 名以内

(5) 「プロポーザル審査評価基準・採点表」に基づき審査し、各委員の合計点が最も高い事業者を「最優秀提案者」とします。

8 その他留意事項

(1) 提出された書類は返却しません。また、資料作成等本プロポーザルに要する一切の経費は参加者負担とします。

(2) 提案無効となる場

ア 参加資格を満たしていない場合

イ 提出期限超過の場合

ウ 提案上限価格超過の場合

エ 虚偽記載や不正行為が認められた場合

(3) 提出書類の著作権は、参加者に帰属しますが、本町が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

(4) 本プロポーザルで提出された書類等については公表しませんが、情報公開請求があった場合は、湯河原町情報公開条例に基づき公開することがあります。

9 契約の締結

最優秀提案者と仕様・見積金額調整の上、地方自治法等に基づき契約締結します。